

各（総合）振興局建設管理部建設行政室建設指導課長 様
各振興局産業振興部建設指導課長 様

建設部住宅局住宅管理担当課長

犯罪被害者等の道営住宅への優先入居について（通知）

このことについて、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）が施行されることに伴い、国土交通省住宅局長通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（令和3年8月26日付け国住備第69号）に基づき、次のとおり取り扱うこととしたので通知するとともに、指定管理者に対して適切な運用がなされるよう周知願います。

また、本取扱いについては、北海道警察本部警務部警務課と打合せ済みですので、念のため申し添えます。

なお、平成30年3月5日付け住宅第1135号建設部住宅局住宅課住宅管理担当課長通知は廃止します。

記

1 優先入居が認められる者

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のうち、犯罪等により害を被った日から5年を経過していない者で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者をいう。

(1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者

- (例) 殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が死亡した場合
身体を害されたため、転職等を余儀なくされた場合
虚偽の風説の流布等により廃業に追い込まれた場合

(2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

ア 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

- (例) 放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

イ 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった者

- (例) 詐欺等により住宅が奪われた場合

ウ 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

- (例) 凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）となった場合

エ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

2 犯罪被害者等であることの確認

入居申込者から前記1に該当する旨の申告があった場合には、次の方法により申告内容の確認を行う

(1) 警察への確認

ア 犯罪被害者等が道営住宅へ入居申込みをする場合は、入居申込書のほか、別紙1「犯罪被害等に関する申告書」を提出させる。

イ 別紙2「犯罪被害者等の確認のための事務処理フロー」により、各（総合）振興局は、住宅課を通じて北海道警察本部警務部警務課へ申告書の記載内容について確認を行う。

ウ 指定管理者は、各（総合）振興局を経由して申告書の記載内容について確認を行う。

(2) 前記(1)により確認できない場合

ア 入居者に対し、犯罪等の事実や当該犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことについて確認するなど申請書の記載内容について再度聴取する。

イ 公的機関等が発行した書面や新聞記事など申告書の内容を客観的に証明する書面の提出を求める。

3 留意事項

(1) 入居申込者が、犯罪等の被害によるPTSDを住宅困窮の事由としている場合は、医師の診断書を提出させること。

(2) 入居申込者が、交通事故を住宅困窮の事由としている場合は、交通事故証明書又はその写しを提出させること。

(3) 入居申込者が、犯罪被害者の遺族又は家族である場合は、戸籍等により家族関係を確認すること。

(4) 入居申込者の収入の認定にあたっては犯罪被害後の収入とするが、一時的な減収であるかどうか、また保険金等による収入も考慮した上で住宅の困窮状況を判断すること。

(5) 犯罪等の捜査状況等によっては、申告書の内容について回答が得られない場合があること。

(6) 警察から得られた情報や申告内容に係る情報の管理については、細心の注意を払うこと。

4 その他

別紙3「犯罪被害者等の道営住宅への入居申込み」を貴課及び指定管理者の窓口に備え付けるなど、情報提供をお願いします。

なお、北海道警察本部及び各警察署担当窓口にも備え付けられます。

5 運用開始時期

令和3年（2021年）9月15日以降の公募から適用

(住宅管理係)